車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 24 年９月 14 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県大垣市桧町字宮町34番１地先から 岐阜県養老郡養老町飯積字東細割508番２地先まで

２．指定する期日　平成24年９月15日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 24 年９月 14 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県大垣市桧町字宮町34番１地先から 岐阜県養老郡養老町飯積字東細割508番２地先まで

２．指定する期日　平成24年９月15日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 24 年９月 14 日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県花巻市東和町安俵（東和ＩＣ、花巻方向流入ランプ）	新設工事	平成24年９月18日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 31 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下、「料金公告」という。)の一部を下記のとおり変更するとともに、料金公告の１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年９月 14 日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「料金公告」の変更

・「１．⑶⑰ニ」を下記に改める。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。ただし、東海環状自動車道の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、中央自動車道西宮線の岐阜羽島インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

・「１．⑴」及び「別添３」中「豊科」を平成24年10月７日より「安曇野」に改める。

・「１．⑴」、「１．⑵⑦」、「１．⑶⑫」及び「別添５」中「西久保ジャンクション」を「茅ヶ崎ジャンクション」に、「相模原」を「相模原愛川」、「城山」を「相模原」に改める。

企画割引「びわ湖　近江路　ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込（以下「割引申込」という。）により指定された⑷①イ、ロ、ハ、ニ又はホに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車